

令和8年度 第4回 揖斐川町教育委員会定例会議（議事録）

1 日 時 令和8年7月27日（月） ＜開会＞ 午前9時30分 ＜閉会＞ 午後10時30分

2 場 所 揖斐川町役場（2階）第4会議室

3 出席者

教 育 長 香田 静夫

教育委員 松井乃里子（教育長職務代理者）、小林 直樹、八幡 雅夫

事 務 局 所 貴 宏（事務局長）、中川 幸治（社会教育課長）

植山まりこ（学校教育課学校教育係長）

4 次 第

（1）開 会

- ・ 揖斐川町教育委員会会議規則（第7条）に基づいて、会議の開会を宣告する。
- ・ 本会議事録の署名については、規則第19条により、八幡 雅夫 委員1名を指名する。
- ・ 本日の予定は、議事2題とし、時間の都合上、諸般の報告と事務局からの連絡は簡潔に行うこととする。

（2）諸般の報告（教育長）

① 教育委員会訪問を振り返って ～ 一人一人を大切にした指導の工夫 ～

声	指示 説明	・ 教室の隅々に、はっきりと行き渡る、少し高めの声で話す。 ・ 活舌に自信がない場合は、聞き手の反応を確認しながらゆっくりと区切るように話す。
	共感	・ 少し低く温かみのある声で、聞き手の反応を見ながらうなずいたり調子を合わせたりしながら聞き手に寄り添うように話す。
	賞賛	・ 明るく高い声で、表情や身振り等にも気を配りながら話す。 ・ 聞き手に納得や賛同が得られているかを確認しながら話す。
表情		・ いつも笑顔でいることは難しいが、子供たちの前ではそう振舞いたい。 ・ 喜怒哀楽を表情で伝えるトレーニングを日頃から先生方でしておく。
板書		・ 黒板に書く文字の大きさを均一にする。 ・ 正しい筆順で書く。一点一画を疎かしない書きぶりは難しいが常に意識をして板書する。 ・ 板書可能な黒板の範囲を確認し文字の大きさとの関係であらかじめ字数を決めておく。 ・ 色使い（四角囲み等）は校内で決めるとよい。多色は注意力が散漫になる。

個別最適な学び		○ 児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力等や、自己調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成することができるよう指導することが大切
	指導の個性化	・ 教師が児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと
	学習の個性化	・ 教師が児童生徒一人一人に応じた学習課題や学習活動に取り組むことができる機会を提供することで自らの学習が最適となるよう調整できようようにすること
	留意点	・ 児童生徒一人一人の学習状況を把握しその結果に基づいて、学習課題、学習活動、学習方法を提示して選択させることで、個の学力（知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等）の向上を図ること。

② 児童生徒の自殺・事故の予防と対応について - 「児童生徒の自殺・事故への対応マニュアル（8年度版）」 -

- ・ 令和7年度の小中高校生の自殺者数は538人で、前年比9人、3年連続で増加した。内訳は、小学生が10人、中学生が172人、高校生が356人、統計のある1980（昭和55）年以降で最多となっている。特に、女子高校生の自殺者数は179人で、うつ病などの健康問題が原因となっているケースが多い。

<平常時からの備え>

- ・ 校内の教育相談体制を基盤に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むこと。
- ・ 医療機関、福祉機関等（例：児童相談所、精神保健福祉センター、こども家庭センター）の関係機関との連携をより効果的に進めるために、平常時から地域にどのような関係機関があるのかを把握し、日常的に連携する体制を構築するとともに、連携方策を築いておくこと。

③ 夏休み前の指導と夏休み明けの支援

- ・ 夏季休業期間中の事前指導においては、①生命を大切にする心や態度を育てて事故防止や健康の保持増進に努めること ②倫理観や規範意識を育てて問題行動を未然に防止すること ③児童生徒の安全確保のため家庭・地域社会・関係機関等との連携を強化することについては、繰り返しの指導が必要であり、夏休み中もタブレット端末を活用し、朝の会や帰り会、個別の働きかけ、見届けをお願いしたい。
- ・ また、8月27日（木）の夏休み明けには、5月の大型連休後と同じように、全ての小中学校が教育相談から教育活動を再開するよう取り計らい願う。くれぐれも2学期初日から課題テストなどを行うことがないように重ねてお願いする。

<心の触れ合う教育相談の推進>

- ✓ 一人一人の「心のサイン」や身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた支援を積極的に行う。特に自殺の危険が迫っていると判断した場合は、保護者は勿論、スクール相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び警察等の専門機関との連携を図り、組織として早急に対応する。
- ✓ 不登校児童生徒の対応については、本人及び保護者との連絡をタブレットなども用いて継続的に行い支援に努める。また要保護生徒についても定期的に連絡を取り、児童生徒の現状の把握に努める。
- ✓ 長期休業中における学校の連絡先や関係機関等の相談窓口を児童生徒及び保護者に確実に伝え、悩みやSOS、いじめ問題等の早期発見・早期対応に努める。

④ 1学期を振り返り、2学期へつなぐ。

- ・ 4月8日（水）の入学式に始まり、7月17日（金）までの69日間の授業日数。年度始めの休業日を平日で5日間確保できるよう、小中学校管理規則を改正したこと、カレンダーの関係で1学期の終業日が7月17日となったことによって授業日が昨年度より3日減じられた。この間、大きな自然災害や学校事故に見舞われることなく、各学校の教育課程を実施することができたことに安堵しつつも、節目となるこの時期を、1学期を振り返り、2学期以降の教育指導の充実の向けて考える機会とする。

<教育課程の改善・充実>

- ・ 昨年度以来、「学校教育の在り方審議会」を設置し、有識者等と熟議を重ねている。この取組の「肝」は、“夢をもって共に生きる、いびがわの子”を育てるための教育課程の改善・充実にある。
- ・ 繰り返しになるがその裁量権は校長にあり、まずは自校の教育目標を具現する教育課程の編成・実施に注力してほしい。教育課程が、目標達成のため、内容をどのような方法で指導するかを授業時数との関連で組織したものであることを踏まえ、自校の重点を見える化して、関係者と共通理解を図り、授業レベルで改善に取り組みたい。

<生徒指導上の問題行動への対応>

- ・ いじめについては、発生件数は限りなくゼロに向かうべきだが認知件数は必ずしもそうではない。その上で、加害児童生徒への指導を工夫し、問題状況の解消と再発防止に保護者と共に全力を尽くしたい。
- ・ 粗暴行為と不良虞犯行為については、ケース会議（医療＋福祉＋教育＋警察等）に諮って、再発防止の手立てを様々に講じたい。指導体制を整え、個々の指導の構えや動きに至るまで職員間で十分な意思疎通を図り、教委も含め全員態勢で指導・援助にあたるのが児童生徒一人一人を大切にするようになる。新たに組織した「いじめ対応緊急サポートチーム」は、生徒指導上の問題行動全般に効果が期待できるので活用されたい。

<不登校児童生徒及び保護者への支援>

- ・ コロナ禍以降、不登校児童生徒は増加が続いており、今年度も同様の状態。当該児童生徒の学びの保障と保護者支援を継続しながら工夫改善する。

<新たな学校間交流の促進>

- ・ 今年度、小学校では、学校間合同による修学旅行の実施や、「ふるさと体験交流事業（福井県池田町立池田小）」の導入、中学校では、「いびがわ地域クラブ」の完全合同化、文化芸術の集い（新日本フィル管弦楽団）の開催など、新たな取組みが計画・実施されており、学校間の交流が促進されている。

<教職員の働き方改革>

- ・ 年間を通じた繁忙期と閑散期の調整、生徒指導上の問題行動の組織的な対応等により負担感を軽減。
- ・ 今年度4月からの学年始め休業日の平日5日間確保、共同学校事務室の運営に加え、「揖斐川町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の運用、7月以降には、「過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」を策定し、学校運営の改善・充実に支援している。

(3) 議 事

(議第6号)「令和9年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書の採択議決」について

(議第7号)「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」の策定について

<教育長>

- ・ 議第6号「令和9年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書の採択議決」について、事務局から説明を求める。

<学校教育課長>

- ・ 本件は、令和8年度「岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約」に基づいて議決された「令和9年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書 西濃地区採択原案」について協議し議決をもとめるものである。
- ・ なお、令和9年度は採択替えを行わない期間に該当するため、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(第14条)により、令和8年度と同一の教科用図書を使用することとなる。〔教育委員の意見〕＊別紙「揖斐川町教科用図書の採択に係る議事録(議事要旨)」による。

<教育長>

- ・ 議第6号「令和9年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書の採択議決」について、可否を諮る。
(全員 承認)
- ・ 議第6号について承認する。

<教育長>

- ・ 議第7号「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」の策定について、事務局から説明を求める。

<事務局長>

- ・ 本件は、文部科学省「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応に関する取組について」(令和8年9月26日通知)及び、岐阜県教育委員会「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」(令和8年3月策定)に基づいて、学校設置者として策定したものである。

〔教育委員の意見〕

- ・ 本件の背景や根拠、必要性については十分理解できる。また、内容についても国や県が示すものと合致している。教育委員会に諮って議決を求めるまでもなく、事務局から学校現場に提供し役立ててもらえればよいと思う。

<教育長>

- ・ 議第7号「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」の策定について、可否を諮る。
(全員 承認)
- ・ 議第7号について承認する。

(4) 連絡事項 等

＜事務局長＞

- ・ 令和9年度教育委員会の施策事業構想について（サマーレビューに向けて）

＜学校教育課＞

- ・ 生徒指導上の問題行動及び不登校児童生徒調査（6月）の状況について
- ・ 小学生県外研修派遣事業及び中学生海外研修派遣事業の進捗
- ・ 地域学習支援事業「地域学び塾」の進捗
- ・ その他

＜社会教育課＞

- ・ いびがわマラソン2026の進捗
- ・ 夏休みの特別教室の実施状況について
- ・ その他

5 教育委員会定例会の開催予定

日時：8月25日（火）9時00分～

会場：揖斐川町役場（3階）第5会議室

6 閉会

＜議長（教育長）＞

- ・ 閉会を宣言する。
全員異議なし

以上、閉会

署名
